

ファイナンシャルプランニング契約書

委任者_____（以下「甲」という。）と早雲株式会社のファイナンシャルプランナー（以下「乙」という。）とは、乙が甲のために行う継続的ファイナンシャルプランニング業務に関して、次の通り顧問契約を締結した。

（委任業務の範囲）

第1条 本契約における委任業務（以下「顧問業務」という。）の範囲は、下記の通りとする。

- 甲及び甲の家族に関わる金銭リスクの管理
- 甲及び甲の家族に関わる保険の管理
- 甲及び甲の家族に関わる資産の保全や有効活用のための助言

（契約の期間）

第2条 本契約期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までの1年間とする。ただし、同期間終了の1か月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、本契約を延長しないという旨の意思表示がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（再委託）

第3条 乙は、本件業務の全部又は一部を、甲の書面による事前承諾なしに第三者に再委託してはならないものとする。

- 乙は、前項に基づき本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託したときは、本契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- 乙は、再委託先に委託した業務の全部又は一部を、再委託先から更なる第三者へ再委託させてはならないものとする。
- 甲は、必要に応じ、乙に再委託先の見直しを求めることができるものとする。
- 本契約が終了したときは、再委託先に対する本件業務の再委託も同時に終了するものとする。
- 乙は、再委託を中止する場合は、甲にその旨を事前に書面により通知するものとする。

（資料の作成・提示）

第4条 甲は、乙の顧問業務遂行に必要な資料等をその責任と費用負担において、乙に提供しなければならない。

- 甲は、乙の請求があった場合に、資料等を速やかに提出しなければならない。

（秘密の保持）

第5条 乙は、甲及び甲の家族の信用、名誉を損なうおそれのある情報および本契約による顧問業務に関連して知りえた情報について、甲の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

（契約解除）

第6条 甲又は乙は、契約期間中といえども、1か月前に相手方に本契約を解除する意思表示をすることにより、本契約を解除することができる。

- 甲又は乙が本契約に違反し、又は相手方との信頼関係を喪失した場合は、相手方に対してその理由を示して契約解除の意志表示をすることにより、一方的に本契約を解除することができる。

（反社会的勢力ではないことの確約）

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（情報の開示と説明及び責任）

第8条 乙は、甲の顧問業務遂行にあたり、とるべき処理方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要がある時や、相対的な判断を行う必要がある時には、甲に書面をもって説明して承諾を得なければならない。

- 甲が前項の説明を受け承諾した時には、当該事項につき後で生じる不利益について乙はその責任を負わない。

（報酬の額）

第9条 乙の顧問業務に関する顧問報酬は、1時間あたり金5,500円（消費税込）と定め、相談した日ごとに清算するものとする。

- 甲は、インターネット通話対応の場合には、先に下記口座へ希望時間分を振込むものとする。

振込口座の表示	
銀行名	ジャパンネット銀行
支店名	ビジネス営業部
預金種別	普通預金
店番号	005
口座番号	3741617
口座名義	早雲株式会社

- 前項に規定する顧問料額は、将来経済情勢の変化、顧問業務の増加あるいは減少により、不相当となったときは、甲乙協議の上、これを増減することができるものとする。

（免責）

第9条 地震、火災、風水害等の災害、その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

（協議）

第10条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（合意管轄裁判所）

第11条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、乙の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委任者（甲）、受託者（乙）が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

住所	_____	
委任者（甲）	氏名 _____	印
電話番号	_____	
住所	埼玉県坂戸市泉町二丁目6番地6	
受託者（甲）	氏名 _____	印
	代表取締役 早川 晃弘	
電話番号	049-281-1588	